

広島県告示第四百十号

平成二年広島県告示第千四百四十五号（臨港道路海田大橋の通行車種の区分）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十六日から施行する。

平成二十二年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表大型車の部中

<p>リ 普通貨物自動車（車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので三車軸以下のもので四車軸のもの）</p>	<p>普通貨物自動車のうち、車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので車軸数の合計が三以下のもの（ルに該当するものを除く。）及び車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第一号から第五号までに定める限度以下で車軸数の合計が四のもの（ヨに該当するものを除く。）をいう。</p>
<p>又 乗合自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）</p>	<p>乗合自動車で乗車定員が三十人以上のもの又は車両総重量が八トン以上のものうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条の規定による免許を受けて同法第三条第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同号に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第二十一条第二号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量八トン以上のものうち、乗車定員が二十九人以下のもので車両の長さ九メートル未満のものをいう。</p>

を

<p>リ 普通貨物自動車（車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので三車軸以下のもので四車軸のもの）</p>	<p>普通貨物自動車のうち、車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので、車軸数の合計が三以下のもの（ルに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第一条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第一号から第五号まで（第二号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が四のもの（ヨに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラック（三車軸）をいう。</p>
<p>又 乗合型自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）</p>	<p>乗合型自動車で乗車定員が三十人以上のもの又は車両総重量八トン以上のものうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条の規定による許可を受けて、同法第三条第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの及び同法第三条第一号に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第二十一条第二号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量八トン以上のものうち、乗車定員が二十九人以下のもので車両の長さ九メートル未満のものをいう。</p>

に改める。